

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金を不正に受給した事業主の公表について

平成23年2月14日
千葉労働局

雇用調整助成金については、不正受給を防止するため、平成22年11月1日から、不正受給を行った事業主を公表することとしたところであるが、今般、下記の事業主について、雇用調整助成金等を不正に受給したことが確認されたので、公表することとする。

記

事業主	名称	有限会社 盛田製作所
	代表者氏名	代表取締役 盛田 隆司
事業所	名称	有限会社 盛田製作所
	所在地	千葉市花見川区千種町71 - 6
	概要	金属製品製造業
不正受給の概要	金額	2,813,124円
	内容	休業を実施していないものを、休業を実施したものと偽って、休業実施対象に含め申請したもの

(問い合わせ先)
千葉労働局職業安定部職業対策課
電話 043 (221) 4391